

# 未踏チャレンジの公募に関するFAQ

## 【研究体制】

**Q1 産学連携で提案する場合は、企業の研究者がプロジェクト・リーダーとして応募することは可能ですか？それとも、プロジェクト・リーダーは、大学・公的研究機関等が必須の条件ですか？**

本事業ではプロジェクト・リーダーは設置しておりません。企業の研究者の方が代表委託先の研究開発責任者になることは問題ありません。

**Q2 海外の大学・企業のみで参加することは可能ですか？また、国内の海外大学・海外企業のみで参加することは可能ですか？**

海外に設置されている大学・企業のみでの参加はできません。一方で、国内の法律に基づき設置されている大学・企業であり、国内研究開発拠点をもっていれば海外大学や海外企業のみでの参加は可能です。

**Q3 専門学校は参加することは可能ですか？**

応募できる「大学等」とは、公募要領に記載のとおり、学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関、国又は公設の試験研究期間、独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うものです。

**Q4 長期的な研究を実施するに当たり、企業との連携等について模索することは難しいと考えていますが、その点はどのようにお考えですか？**

本事業は、研究開始から30年後に社会実装を目指す革新的技術では、企業との連携を図ることは難しい状況もあると推察しております。本事業では産学連携を模索し、技術シーズを実用化に向けて取り組むノウハウなども習得されることを期待しています。企業との連携に関しては、大学の事務関係者ともご相談頂きながら、ご検討ください。ただし、事業開始3年目までに、企業の研究者等を外部有識者等として登録する計画を提示して頂くことを前提としますのでご注意ください。

**Q5 大学等のみの体制で提案する場合には、産学連携体制に向けた具体的構想を提案書にて記載が求められています。具体的に何を記載すれば良いか教えてください。また応募時点で覚書などが必要でしょうか？**

応募時点では共同研究等の覚書等は必要ありません。将来的に連携先となる企業を模索していることを前提としていますので、提案書には自身が連携を想定している企業について可能な限り記載ください。

**Q6 産学連携体制が当初から構築されていることは採択に有利となりますか？**

産学連携体制の連名提案では、産学それぞれが研究する内容について、適切な役割分担ができていないかを審査します。形ばかりの産学連携体制よりも、採択後に、研究進捗に応じて企業の研究者等を外部有識者等として登録する方が、好ましいケースもございます。採択は最終的には総合的な判断となりますので、産学連携体制だからと言って採択に有利に働くものではありません。

**Q 7 長期的に研究継続が可能な研究体制が求められています。具体的にはどのような体制ですか？**

未踏チャレンジでは、研究開始から30年後に社会実装を目指す革新的技術を公募するものです。そのため、長期にわたり継続的に研究開発を発展させる体制が求められます。具体的には、40歳未満の若手研究者が自発的に研究に取り組む体制であれば、我が国の若手研究者育成の観点から評価に加味します。

**Q 8 企業から大学等への再委託が認められないのはなぜですか？**

本テーマは研究開始から30年後に実用化するテーマの公募であり、長期な視点での事業となっております。将来を担っていく若手研究者の活躍にも期待しており、自らの研究として推進していただきたいと思えます。

**【予算】**

**Q 1 採択件数や予算はどのくらいですか？**

公募要領に記載の選定方法で決定するものであり、採択件数等が予め決まっているものではないです。

**Q 2 年間2千万円を超える規模の提案をしてもよいですか？**

年間2千万円程度としており、2千万円以内で提案してください。一方で、総額は5年間で1億円ですので、初年度と最終年度は、その合計が2千万円以内となるようにお願いします。なお、間接費も含めた総額ですので、ご注意ください。

**Q 3 予算は採択後、いつの時点で支払われますか？**

実績額に応じて、四半期毎に概算払いの支払いが可能です。

**Q 4 人件費を払える大学研究者はどのような方となりますか？**

委託先の企業や大学と雇用契約のある研究員（任期付研究員含む）となります。

**Q 5 間接費の考え方を教えてください？**

NEDOの委託契約では、事務的経費等の直接経費では計上できない経費を間接経費の対象としております。消耗品等で、研究に直接使用したことを特定できないものは直接費（消耗品費）に計上できませんので、このようなものを含めて間接費として計上してください。

**【研究領域】**

**Q 1 研究領域が5つある理由はなぜですか？**

本テーマは研究開始から30年後ころに実用化するテーマの公募であり、長期な視点での事業となっていることを踏まえ、予算などの諸条件を総合的に判断した結果、これまでの採択テーマを踏襲して5領域としております。

## Q2 今後、公募する領域を増やす可能性はありますか？

来年度以降の公募については、対象研究領域自体の見直しを含め検討する予定です。テーマ数については、来年度予算も踏まえた上、検討するため現時点では未定です。

## Q3 個別課題の詳細を教えてください？

2050年ころに温室効果ガス排出削減などに寄与できる脱炭素技術シーズの公募であり、長期的視点での事業となっております。そのため、課題を設定せず、各領域での課題解決に資すると思われる技術を幅広く募集いたします。また、公募要領に記載してあります技術課題例は、あくまで例示ですので参考にとどめていただき、公募では独自の発想にてテーマをご応募ください。

## Q4 プログラムオーガナイザーを設置しているのはなぜですか？

本事業を効果的に推進するために、専門的見地から事業を推進するプログラムオーガナイザーを各領域に設置しております。プログラム全体・研究開発テーマの最適化を行う役割を担って、研究開発を推進していきます。

### 【契約】

## Q1 事業期間が、1年あるいは2年の提案についても応募することができますか？

原則3～5年の計画とさせていただきます。ご提出いただいても構いませんが、研究開始から30年後に社会実装を目指す革新的研究開発であり、将来の解決すべき課題に対する研究計画、内容等を見させていただきます。

## Q2 事業期間が当初3年として、その後、状況を見て2年間の延長をすることは可能ですか？

3年計画で採択した場合、最大で3年間の契約となり、契約終了後、更に2年間の契約延長することはできません。5年間研究を考えているのであれば、5年計画としてご提案ください。

## Q1 大学等の研究者が他大学へ異動になる場合、研究の扱いはどのようになりますか？

研究者が他の大学等へ異動となった場合、異動元と異動先で権利継承の手続きが可能であれば、異動先で研究することが可能です。但し、手続きが不可の場合は、中止を含め協議することになります。

## Q2 採択された後のステージゲート審査はいつ頃行われますか？

事業の初回契約は3～4年計画の場合は2年契約、5年計画の場合は3年契約となります。ステージゲート審査を通過した場合には、研究計画に応じて契約延長手続きを行います。なお、ステージゲート時期は各案件の契約終了する3か月前を目安に実施します。

### 【未踏チャレンジの位置付け】

## Q1 未踏チャレンジの研究開発後に、次ステップとしてエネルギー・環境技術先導プログラムに応募できますか？

未踏チャレンジの研究開発後、次ステップとしてエネルギー・環境技術先導プログラムに応募することは可能です。また、NEDO担当者が、研究成果に応じて、事業者にふさわしいと思われる他の

NEDOのプログラムも紹介致します。

## **Q2 官民による若手研究者発掘支援事業との違いはどこになりますか？**

官民による若手研究者発掘支援事業は、産業技術力強化の観点から、大学・研究機関等の若手研究者（個人又はチーム）が取り組む産業応用を意図した研究開発（目的指向型基礎研究）を助成する事業です。

未踏チャレンジ事業は、2050年の温室効果ガス削減に大きな可能性を有し、既存技術の延長線上になく、従来の発想によらない革新的な技術シーズを探索・創出する先導研究の位置付けた委託事業で、年齢制限はございません。

## **Q3 未踏チャレンジはJSTと連携していますが、具体的にはどのような連携ですか？**

不合理な重複・過度な集中を排除するため、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。

## **Q4 JSTで採択されている場合は採択されますか？**

現在実施中又は実施予定の研究開発プロジェクトと同一又は近似のテーマ、研究内容については、採択されません。研究が重複していないと審査で認められた場合はこの限りではございません。

### **【提案書】**

## **Q1 大学の場合の機関代表者は学長以外でも良いのでしょうか？**

提案書表紙に記載する機関名（法人名）は、委託契約が法人同士となることから大学法人名とし、その代表者は通常、学長（総長など）となります。但し組織の手続き上、認められている場合には、提案範囲を鑑みて契約決裁のできる組織、及び組織長（または代理者）を記載することは可能です。

## **Q2 研究開発責任者や主要研究員を複数とすることはできますか？**

研究開発責任者は実施体制のそれぞれの機関において、提案している研究開発テーマを統括、主導する人で、各機関1名となります。一方、主要研究員は提案書の各研究開発項目（サブテーマ）の研究員であり、同一機関内で複数人とする事は可能です。

## **Q3 本文の記載分量について目安はありますか？**

提案内容にもよるため特に分量の目安はありません。わかりやすさを念頭に適宜図表等を活用の上、簡潔に記載した提案書をご準備ください。

以上